

第 6 章 マンション管理適正化推進計画

1. 計画の概要

(1) 計画の目的

芦屋市内におけるマンションは、住宅総数に占める割合が非常に高く、市民の主要な居住形態の 1 つとして定着しています。しかしながら、区分所有者の様々な生活スタイル等の違いから分譲マンション全体の合意形成や意思決定が難しく、多くの問題を有しています。特に、今後、築 40 年以上経過する分譲マンション（以下「高経年マンション」という。）が増加していくと予想されます。

分譲マンションの管理は、区分所有者からなる団体である管理組合が自ら行うものですが、管理不全に陥ると、当該マンションにおける居住環境の低下のみならず、周辺住環境の悪化を引き起こすおそれがあります。

このことから、本市では、マンションにおける計画的、かつ、適正な維持管理への取組のさらなる強化を図ることを目的として、「芦屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例」（以下「マンション管理条例」という。）を制定し、令和 6 年（2024 年）7 月から施行しています。

本計画は、管理組合による自主的な取組を促すことで、分譲マンションの管理適正化を推進することを目的とします。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」（平成 12 年（2000 年）法律第 149 号、以下「マンション管理適正化法」という。）第 3 条の 2 第 1 項に規定された「マンション管理適正化推進計画」として策定するもので、同法及び「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」（令和 3 年（2021 年）国土交通省告示第 1286 号。以下「マンション管理適正化基本方針」という。）に基づき、分譲マンションの管理適正化を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

(3) 計画期間

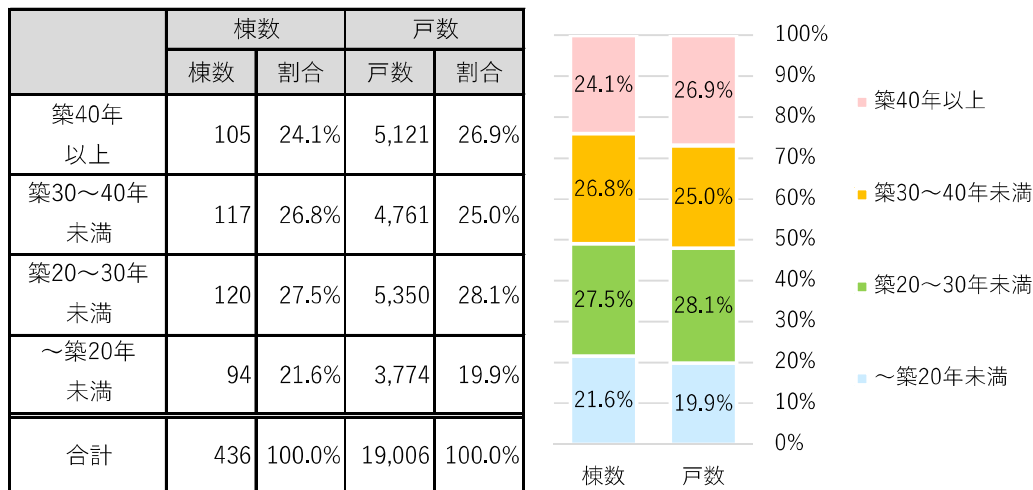
令和 7 年度（2025 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までの 11 年間を本計画の計画期間とします。なお、社会情勢の変化等に適切に対応するために、概ね 6 年後に計画の進捗を確認するとともに検証・評価し、必要に応じて計画を見直します。

2. 現状と課題

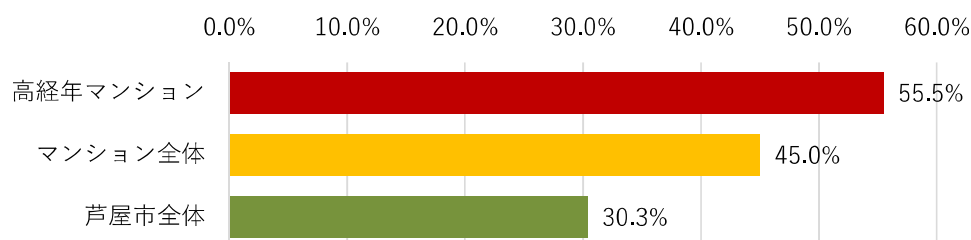
本市に立地する分譲マンションは約 450 棟あり、その内約 4 分の 1 [105 棟 (24.1%)、5,121 戸 (26.9%)] が高経年マンションとなっています。

分譲マンションの所有者の高齢化率は 45.0%であり、本市全体の高齢化率に比べて 10%以上高く、特に、高経年マンションの所有者の高齢化率は 55.5%と非常に高い比率となっており、マンションの老朽化・居住者の高齢化のいわゆる「2つの老い」が進行しています。今後さらに「2つの老い」が進行すると、大規模修繕や建替えに係る決議などの合意形成が難しくなることが懸念されます。

築後年数別 分譲マンションの棟数・戸数



分譲マンション所有者の高齢化率



※ 芦屋市全体の高齢化率は令和 6 年 3 月末時点

資料：芦屋市資料（令和 6 年 6 月時点）

3. 基本方針及び目標

分譲マンションの管理状況の継続的な把握、及び管理組合や区分所有者の自律的な維持管理の促進を基本方針及び目標とし、次頁に示す取組を推進します。

1**マンション管理の状況を把握するために講ずる措置**

- ・ 現在把握しているマンションリストを基に本計画を推進していきます。
- ・ マンション管理条例に基づく「管理状況の届出制度」により、管理者等から本市への5年ごとの管理状況の報告を義務化しており、さらなる把握に努めます。

2**マンションの管理の適正化の推進を図るための施策**

- ・ マンション管理情報をデータベース化し、現状の管理状況の把握に努めます。
- ・ マンション管理適正化法に基づくマンション管理計画認定の取得の推進に取り組みます。また、必要に応じてマンション管理適正化法に即して助言・指導等を行います。
- ・ 計画的なマンション管理の推進に向けて、長期修繕計画の見直し等の支援に取り組みます。
- ・ 高経年マンションへの対策として、耐震診断や耐震改修の相談、既存不適格に関する相談、マンション共用部のバリアフリーへの補助、空き家活用支援の受付を一元的に対応できる窓口を設置します。また、ニュータウンに集積するマンションを対象とした再生に向けた意見交換の場（プラットフォーム）を設け、まちの現状や課題などの意見交換、情報交換を進めていきます。

3**マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及**

- ・ 住宅相談窓口（面談・電話・メール）において、これまで培ってきた経験や専門団体等とのネットワークを活かしながら、マンションの管理適正化に向けた様々な相談への対応、情報提供、普及啓発等を行います。
- ・ マンション管理組合の円滑な運営や区分所有者の当事者意識の醸成を行うため、年2回のマンションセミナーを実施します。
- ・ 管理組合が抱える悩みやトラブルを話し合うプラットフォームとして、マンション管理組合相互の交流会等を支援します。
- ・ 一級建築士やマンション管理士等が、出張講座としてマンションを訪問し、管理組合等を対象に、ご希望のテーマでミニセミナーを行います。

4**管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針**

- ・ 国のマンション管理適正化指針の基準に加え、「マンション管理条例に基づく管理状況の届出書を提出していること」を追加で定めます。

5**その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項**

- ・ 本計画によりマンション管理の適正化を推進していく中で把握した管理状況・法改正等を踏まえて必要な施策を検討します。

第7章 空家等対策計画

1. 計画の概要

(1) 背景と目的

近年、空家等の増加が著しく、高齢化が進む本市ではさらに空家等が増加するものと考えられます。現状、ほとんどの空家等が適切に管理されているものの、所有者の高齢化や相続したものの遠方に住んでいるなどで、今後、管理不全となる空家等が増加することが懸念されます。

今後の空家等の発生を予防するとともに、今後も適切な維持管理を継続し、ストックの有効活用を促進することを目的として本計画を策定します。

(2) 対象とする地区及び建物

対象区域：本市全域

対策の対象：空家等対策の対象とする空家等は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する「空家等」を対象とします。なお、空家等の発生を予防する観点から、居住中の住宅についても計画の対象とします。

【 空家法第2条第1項に規定する空家等とは… 】

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

立木なども含む



(3) 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和17年度（2035年度）までの11年間を本計画の計画期間とします。なお、社会情勢の変化等に適切に対応するために、概ね6年後に計画の進捗を確認するとともに検証・評価し、必要に応じて計画を見直します。

2. 空き家等の現状と課題

(1) 住宅・土地統計調査から見た空き家の状況

[空き家の内訳]

令和 5 年(2023 年)住宅・土地統計調査によると、本市における一戸建の空き家は 1,230 戸で、その内「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家（以下「その他の空き家」という。）※で腐朽・破損しているもの」は、わずか 90 戸（0.2%）となっています。

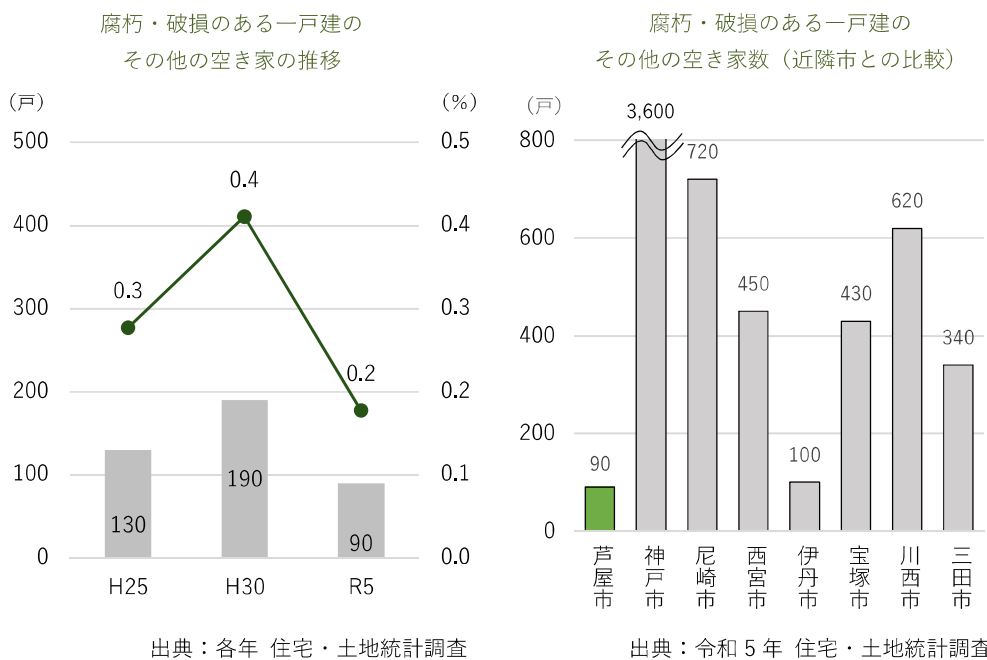
※ 主に空家法第 2 条第 1 項に規定する「空家等」に該当する住宅（p38 参照）

[空き家数の推移等]

本市における腐朽・破損のある一戸建のその他の空き家は、平成 25 年（2013 年）には 130 戸と推計されていましたが、令和 5 年（2023 年）には 90 戸と推計されており、10 年前と比較して約 40 戸減少しています。腐朽・破損のある一戸建のその他の空き家率は、平成 25 年（2013 年）には 0.3%でしたが、令和 5 年（2023 年）には 0.2%と減少しています。

[近隣市との空き家数の比較]

令和 5 年（2023 年）の本市の腐朽・破損のある一戸建てのその他の空き家の数は、近隣市の中では最も少ない水準となっています。



(2) 芦屋市空家等実態調査に基づく分析の結果

芦屋市内の空家等に対して実態調査を行い、空家等に関する今後の適正管理や利活用のための各種施策を検討、実施するためのデータベースを整備するための基礎資料とすることを目的として、令和3年度（2021年度）に調査を実施しました。

建物の老朽度・危険度判定の結果

危険度	件数	割合
A ランク	752	96.7%
B ランク	16	2.1%
C ランク	3	0.4%
D ランク	2	0.3%
E ランク	0	0.0%
その他	5	0.6%
合計	778	100.0%

A ランク（小規模の修繕により再利用が可能なもの）が 96.7%を占めています。また、C ランクよりも危険なもの（管理が行き届いていないもの）は、わずか 5 件（0.6%）でした。

ランク	判定内容
A	修繕等不要・小規模の修繕により再利用が可能
B	管理が行き届いていないが、当面の危険性は少ない
C	管理が行き届いておらず、損傷が激しい
D	修繕や解体などの緊急度が高い
E	倒壊の危険性があり、解体などの緊急度が極めて高い
その他	空家であると判断できるが、評価項目が全て確認不可のもの

周囲に対する危険度判定の結果

危険度	件数	割合
I ランク	476	61.2%
II ランク	302	38.8%
合計	778	100.0%

I ランク（倒壊した場合でも、危険を及ぼす可能性がないもの）が 61.2%を占めています。

ランク	判定内容
I	倒壊した場合でも、隣家及び公道を通行する人・車輛に危険を及ぼす可能性がない
II	倒壊した場合に、隣家又は公道を通行する人・車輛に危険を及ぼす可能性がある

空家等の分布状況（778 件）



注：建物の老朽度・危険度判定が E ランクとなるような老朽危険空家等は 0 件

（３）所有者アンケート調査の結果を考慮した空家等数

空家等実態調査の結果、空家等と判断された 778 件の所有者にアンケートを実施しました。その結果、「①空家であると回答のあった物件」と「②現地調査にて郵便受けが塞がれており、ガス・電気メーターが稼働停止されているもののうち、空家ではないと回答のあった物件を除いた物件」を合わせた本市の空家等は、約 100 件となっています。

（４）本市の地域特性を踏まえた空家等の課題

本市は、近隣市と比べ空き家総数が少なく、空き家率についても兵庫県平均を下回り、低い割合となっています。また、市の空家等実態調査でも、修繕等により再び住むことが可能な空き家がほとんどで、倒壊の危険性がある空き家はわずかでした。

今後も継続して適正な管理が行われるよう情報発信や支援体制を構築し、利活用の促進、さらには空家等の発生予防、老朽危険空家等への対応の検討など、空家問題への取組が必要となっています。

[空家等発生の抑制（相続時等の適切な対応の周知・啓発）]

令和５年（2023年）住宅・土地統計調査の結果によると、本市には、築４０年以上の戸建住宅に居住する高齢世帯が１,１５０世帯あると推計されていることに加え、これまでの国勢調査の結果によると、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加しています。高齢者が所有する住宅は、相続時に所有権が複雑になるなど、利活用できずに空家等に至る可能性があります。

そのため、居住者・利用者がいる段階から、相続など建物の引き継ぎ方法を決めておくことや、将来的な利活用等を検討しておくことが重要であることを周知・啓発するなど、空家等発生の抑制への取組が必要となっています。

[空家等所有者の管理意識の向上（空家等の適正な管理の促進）]

空家等は、生活する人がいないため建物が劣化しても修繕が行われない、普段から換気が行われないために湿気がたまりカビやシロアリの原因となるなど、様々な要因により居住者がいる建物よりも老朽化が早く進む傾向にあります。

本市の空家等は管理が行き届いているものがほとんどですが、今後は建物のさらなる老朽化、所有者の高齢化が考えられることから、周辺環境へ悪影響を与えないためにも、空家等の適正な管理の促進が必要となっています。

[現状のままでは利活用出来ない空家等ストックへの対応（空家等を減らす取組）]

本市の空き家数は近隣市に比べて低い傾向にはありますが、空家等の所有者の中には、賃貸や売却など利活用の意志がある割合も一定程度いると思われます。しかし、借り手・買い手を見つけれないことや修繕費用の都合等の理由で、空家等のまま放置されている建物が現状でも散見されます。

そのため、空家等の活用方法や修繕についての情報提供や相談窓口を整備するなどにより、空家等の活用や流通が進むよう支援をする必要があります。

[老朽危険空家等への対応の検討（危険な空家を減らす取組）]

現状、本市には老朽危険空家等はありませんが、今後の空家等の増加や、所有者の高齢化・遠方に居住する所有者の増加に伴う空家等の管理不全により、老朽危険空家等が将来的に発生する可能性があります。

そのため、老朽危険空家等が発生した場合の体制や対応を検討していく必要があります。

3. 空家等対策の推進方策

(1) 基本的な方針

[空家等の管理は所有者の責務]

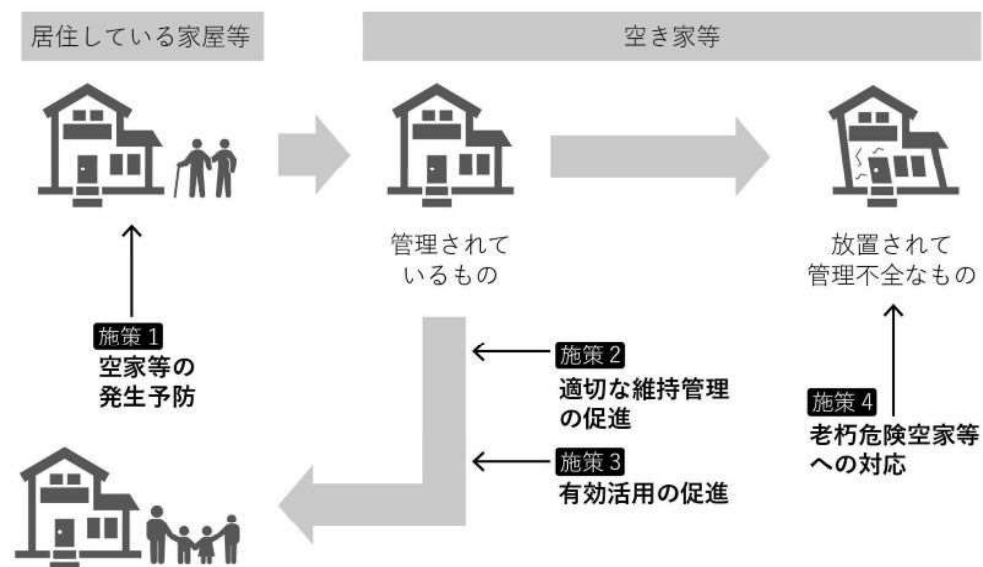
空家等は、個人の資産であり、所有者等が自らの責任により適切に管理することが原則となります。空家等の管理不全により老朽化が進行し、地域住民に危険を及ぼす可能性が高まったため、行政による緊急安全措置がとられた場合には、最終的に所有者等がその費用を負担する必要があります。

この原則を踏まえたうえで、所有者等へ空家等の適正な管理や有効活用の積極的な意識啓発を行っていくことや行政として可能な支援等を実施することにより、市民の生命及び財産の保護、並びに安全で安心な生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与するまちづくりを推進します。

[空家等の状況に応じた取組の推進]

空家等対策は、空家等の「発生予防」、「適切な維持管理」、「有効活用」、「老朽危険空家等への対応」に至るまで、それぞれの状況に応じて、施策を実施していくことで、総合的かつ計画的に空家等対策を推進します。

段階に応じた取組イメージ



(2) 空家等対策の施策

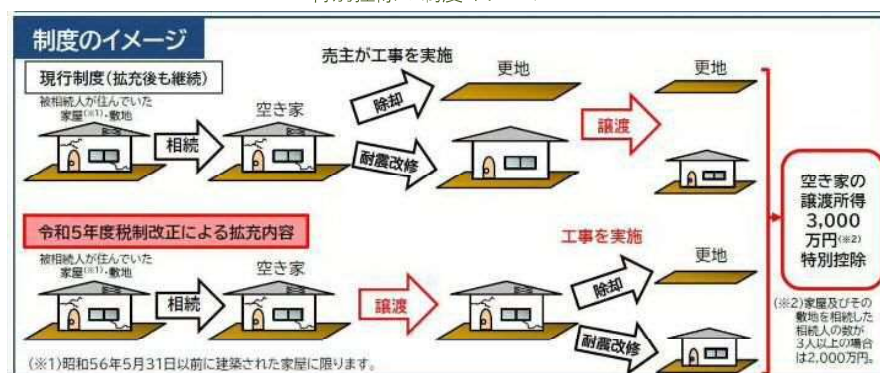
[空家等の発生予防]

上質な住宅ストックが有効活用されるよう取り組むとともに、譲渡所得の特別控除を周知・啓発することにより、空家等発生の予防に取り組みます。また、空家等が発生しやすい相続時等の機会にあわせた啓発等の取組について検討します。

空家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除

相続した空き家等の有効活用を促進するために、相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた一定の要件を満たす家屋を相続した相続人が、当該家屋とその敷地（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限る。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除する制度です。

特別控除の制度イメージ



[空家等の適正な管理の支援]

市内の空家の状況について引き続き適宜把握に努め、総合的な住宅相談窓口を実施するとともに、兵庫県及び建築・不動産に関係する公的団体やNPOなどと連携することにより、空家等の適切な管理を促進します。

ひょうご空き家対策フォーラムとの連携

ひょうご空き家対策フォーラムは、不動産流通団体や専門士業団体で構成された団体であり、兵庫県・県下各市町と連携し、空家等の売買・賃貸・リフォーム・管理代行サービス・解体・活用などの無料相談を行っています。

空家等の諸問題で悩む所有者等に対して、解決に至るまでの手順を検討し、法的サポートの紹介から専門業者の紹介に至るまで、行政では十分な対応ができない分野をサポートすることで、所有者等が抱える問題の解決を図ります。

[空家等の流通・利活用の促進]

空家等の有効活用に向けたリフォームや住宅取得等の支援を推進するとともに、兵庫県及び建築・不動産に関係する公的団体やNPOなどと連携し、中古住宅としての流通を促進します。また、中古住宅の流通の促進にあたっては、宅地建物取引業法においてインスペクション(建物状況調査)の活用促進が図られていることから、本市でも兵庫県のひょうごインスペクション実施支援事業の周知に努めます。

空き家の市場化の促進、全世代にわたる施策との連携などを行い、様々な視点からの空き家への対応を進めます。

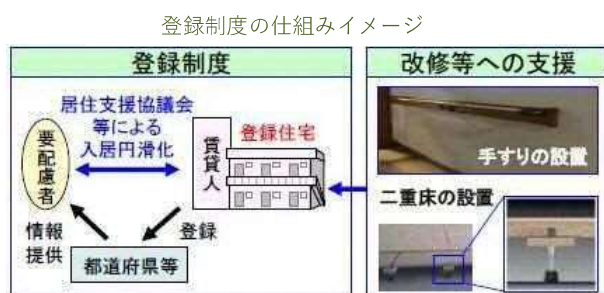
芦屋市空き家活用支援事業

一戸建て住宅の空き家や共同住宅の空き住戸を対象に、住宅や事業所、地域交流拠点として活用する場合の改修工事費の一部を補助します。若年・子育て世帯が住宅として活用する場合は、補助金額の割増しがあります。

補助対象となる要件は、①築20年以上 ②トイレ等の水回り設備を10年以上更新していない ③空き家期間が6か月以上 ④一定の耐震性を確保(旧耐震基準の場合) ⑤本事業活用後、改修した建物を10年以上活用することが必要等となっています。

セーフティネット住宅の登録制度

子育て世帯や高齢者世帯などの住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅を登録する制度です。登録された住宅の改修にあたっては、国から支援措置があります。住宅確保要配慮者向けの空家活用にも資する制度となっています。



ひょうごインスペクション実施支援事業・ひょうごあんしん既存住宅表示制度

売買時に抱える既存住宅の品質などに対する不安を払拭し、安全・安心な既存住宅の流通を目指すため、既存住宅に対するインスペクション(建物状況調査)の実施支援や、ひょうごインスペクションの基準を満たすことを右図のマーク等で表示する事業です。



[老朽危険空家等の管理不全対策]

空家等の適正な管理を支援するとともに流通・利活用促進を図ることで、空家等の老朽危険家屋等の発生予防に努めます。老朽危険空家等の発生に備え、特定空家等の認定及び措置(指導・助言、命令等の実施)や取組体制について、検討を進めます。

4. 推進体制

(1) 実施体制

空家等対策に関する事務の主管部局は、都市政策部 都市戦略室 建築住宅課とし、庁内関係部局と連携し、空家等対策の推進に努めます。

(2) 庁内関係部局との連携

空家等に関する具体的な対策の実施にあたっては、下表に示す関係部局の役割分担（相談体制）を明確にしながら緊密な連携を図り、総合的に空家等対策を進めていきます。

関係部局と役割分担（相談体制）

名称	相談内容	担当課
建物に関する相談	建築物・建築設備・塀等、工作物に関するもの	建築住宅課
宅地開発等に関する相談	阪急電鉄の線路以北における擁壁に関するもの、大規模造成中の敷地に関するもの	兵庫県 宝塚土木事務所 まちづくり建築課
防犯に関する相談	防犯・安全などに関するもの	道路・公園課
衛生に関する相談	樹木・雑草の繁茂などに関するもの	環境課
動物に関する相談	鳥獣等に関するもの	地域経済振興課
道路の通行に関する相談	道路の通行の妨げになるもの	道路・公園課
防火に関する相談	火災の危険や安全性に関するもの	消防本部予防課
空き家の利活用に関する相談	空き家活用・補助金に関するもの 空き家相続の所得控除に関するもの	建築住宅課
法律相談	弁護士・司法書士による法律相談に関するもの	市民参画 ・協働推進課
その他	お問合せ先がわからないもの	市民参画 ・協働推進課

第 8 章 市営住宅等ストック総合活用計画

1. 計画の概要

(1) 計画の背景・目的

〔国の方針〕

地方公共団体においては、厳しい財政状況のもと、更新期を迎えつつある老朽化した大量の公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を行い、入居の需要に適切に対応することが課題となっています。そのため、ストック重視の社会的背景のもと、公営住宅等においても、既設住宅の活用や更新等を重視する施策を推進する必要があります。

公営住宅等の維持管理においては、ライフサイクルコストの縮減が重要であり、ストックの点検強化及び早期の修繕、長寿命化に資する改善を推進することが求められており、平成 21 年（2009 年）3 月に公営住宅等長寿命化計画策定指針が策定され、その後、政府全体の取組の動向等と整合を図るため、平成 28 年（2016 年）12 月に同指針は改定されました。

〔市営住宅等ストック活用の取組の経緯〕

本市では、市営住宅等のストックの維持管理について、平成 22 年度（2010 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 20 年間の計画として「芦屋市営住宅等ストック総合活用計画」を策定し、5 年ごとに計画の見直しを行いながら、同計画に基づき、早期に建替を必要とする住宅の大規模集約事業など、市営住宅等の維持管理に関する取組を進めてきました。

〔計画の目的〕

本市においても、市民ニーズや少子高齢化といった社会動向を踏まえ、引き続き市営住宅等の最適な活用と、長期的な視点に立ったストックマネジメントを行う必要があり、既存住宅の長寿命化と有効活用などを進めるため、市営住宅等の効率的かつ円滑な更新と予防保全的管理、長寿命化に資する改善を推進していきます。その一方で、今後の市営住宅等の供給戸数は、官民の住宅ストック全体の需要の中で、適切な戸数を判断していく必要があるため、この度「市営住宅等ストック総合活用計画」を住生活基本計画に統合し、住宅政策の総合的な見地に立って検証していくこととしています。

(2) 計画期間

令和 7 年度（2025 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までの 11 年間を本計画の計画期間とします。なお、社会情勢の変化等に適切に対応するために、概ね 6 年後に計画の進捗を確認するとともに検証・評価し、必要に応じて計画を見直します。

2. 公営住宅等の状況

(1) 公営住宅等の現状

令和 6 年（2024 年）3 月末現在における本市の公営住宅等の戸数は、市営住宅等 1,616 戸（改良住宅 309 戸、従前居住者用住宅 91 戸を含む）、県営住宅 1,070 戸、合計 2,686 戸です。

その内、653 戸は平成 7 年(1995 年)の阪神・淡路大震災で失われた住宅の早期復興及び被災者の生活再建のために建設した災害復興公営住宅であり、令和 7 年(2025 年)には震災 30 年を迎えることから、一定の役割を果たしつつあると言えます。

本市における公営住宅等のストック数と公営住宅等種別区分

種別	管理戸数	公営住宅等 公営住宅 県営住宅 市営住宅等 市営住宅 改良住宅 従前居住者用住宅
市営住宅等	1,616	
市営住宅	1,216	
改良住宅	309	
従前居住者用住宅	91	
県営住宅	1,070	
合 計	2,686	

市営住宅等一覧

No	住宅の名称	分類	棟数	戸数	竣工時期	階数	備考
1	楠町	一般	1	42	平成 9 年	5 階	震災復興
2	大東町 4 番	一般	1	20	平成 9 年	5 階	震災復興
3	大東町 5 番	一般	1	31	平成 9 年	5 階	震災復興
4	大東町 11 番	一般	1	30	平成 9 年	5 階	震災復興
5	大東町 14 番	一般	1	90	平成 9 年	5 階	震災復興
6	大東町 15 番	一般	9	27	平成 3～6 年	3 階	
7	大東町 16 番	一般	5	82	平成 1～3 年	3～4 階	
8	大東町 17 番	一般	3	69	平成 4～5 年	3～5 階	
9	翠ヶ丘町 5 番	一般	1	35	平成 27 年	4 階	
10	翠ヶ丘町 23 番	一般	1	20	平成 8 年	5 階	震災復興
11	南芦屋浜団地	一般	6	400	平成 10 年	9～12 階	震災復興
12	宮塚町 2 番	一般	1	20	平成 8 年	4 階	震災復興
13	高浜町 1 番	一般	4	350	平成 30 年	5 階	
14	上宮川町	改良	6	217	昭和 61～平成 5 年	4～9 階	
15	若宮町	改良	6	92	平成 10～13 年	2～5 階	
16	大原町	従前	1	30	平成 5 年	12 階	
17	精道町	従前	1	16	平成 9 年	5 階	
18	津知町	従前	1	25	平成 12 年	4 階	
19	清水町	従前	1	20	平成 12 年	3 階	

本市の市営住宅等全体の平均入居率は 93.9%であり、全体的に高い入居率となっています。

住宅別に見ると、大東町 15 番住宅、大東町 16 番住宅及び大東町 17 番住宅の一部の棟は概ね 80%の入居率であり、他の住宅に比べて入居率が低い傾向がみられます。これらの 3 住宅の空き住戸は長期間空いており、その原因は、エレベーターが設置されておらず、他の住宅に比べてやや建築年が古いことなどが理由であると推察されます。なお、大原町住宅は、区分所有建物の一部であり、中堅所得者向けの住戸としていることから、その賃料が高いため、他の住宅に比べ入居率が低いものと考えられます。

市営住宅等の高齢化率は 54.2%であり、本市の高齢化率 30.3%を大きく上回っています。中には高齢化率が 70%を超えるような住宅もみられ、入居者の高齢化が著しく進行しています。

市営住宅等の入居状況

No	住宅の名称	分類	棟数	戸数	入居率	高齢化率	階数	EV	備考
1	楠町	一般	1	42	95.2%	54.2%	5 階	有	震災復興
2	大東町 4 番	一般	1	20	100.0%	68.0%	5 階	有	震災復興
3	大東町 5 番	一般	1	31	90.3%	56.5%	5 階	有	震災復興
4	大東町 11 番	一般	1	30	90.0%	75.8%	5 階	有	震災復興
5	大東町 14 番	一般	1	90	85.6%	55.1%	5 階	有	震災復興
6	大東町 15 番	一般	9	27	81.5%	29.6%	3 階	無	
7	大東町 16 番	一般	5	82	79.3%	47.3%	3～4 階	無	
8	大東町 17 番	一般	3	69	89.9%	49.1%	3～5 階	一部有	
9	翠ヶ丘町 5 番	一般	1	35	94.3%	73.9%	4 階	有	
10	翠ヶ丘町 23 番	一般	1	20	95.0%	54.8%	5 階	有	震災復興
11	南芦屋浜団地	一般	6	400	90.5%	52.9%	9～12 階	有	震災復興
12	宮塚町 2 番	一般	1	20	100.0%	50.0%	4 階	有	震災復興
13	高浜町 1 番	一般	4	350	97.4%	60.7%	5 階	有	
14	上宮川町	改良	6	217	95.4%	39.3%	4～9 階	有	
15	若宮町	改良	6	92	91.3%	46.8%	2～5 階	有	
16	大原町	従前	1	30	80.0%	48.8%	12 階	有	
17	精道町	従前	1	16	93.8%	63.6%	5 階	有	
18	津知町	従前	1	25	100.0%	58.1%	4 階	有	
19	清水町	従前	1	20	100.0%	42.1%	3 階	有	

資料：芦屋市資料（令和 6 年 8 月末時点）

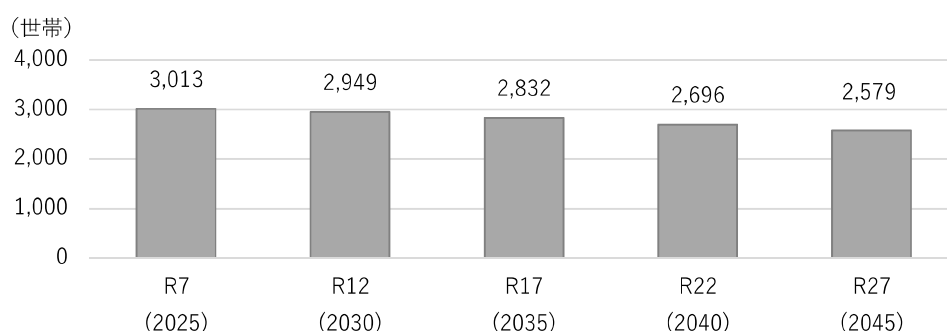
(2) 公営住宅等の需要の見通しに基づく将来推計と供給計画

ア 著しい困窮年収未満の世帯数の推計結果

著しい困窮年収未満の世帯※数は、令和 7 年（2025 年）時点で、3,013 世帯と推計され、令和 17 年（2035 年）には 2,832 世帯、令和 27 年（2045 年）には 2,579 世帯まで減少する見通しとなっています。

※ 公営住宅の入居要件（収入等）を満たす世帯のうち、適正家賃負担限度率の範囲で国が定める最低居住面積水準を満たす面積の住宅に居住するために必要な年収に達していない世帯

著しい困窮年収水準未満の世帯数の推計



イ 公営住宅等の供給見込み

令和 7 年（2025 年）時点の低廉な家賃の公営住宅等の供給戸数は、2,656 戸です。

令和 17 年（2035 年）以降、低廉な家賃の公営賃貸住宅の将来供給可能な最大戸数は、2,596 戸と想定されます。

ウ 低廉な民間賃貸住宅の供給見込み

平成 20 年（2008 年）から令和 5 年（2023 年）の住宅・土地統計調査の結果に基づく、低廉な家賃の民間賃貸住宅の供給戸数の推計結果は、令和 7 年（2025 年）時点で、142 戸、令和 17 年（2035 年）時点で 165 戸、令和 27 年（2045 年）時点で 182 戸です。

エ 市営住宅等の供給計画

令和 27 年（2045 年）時点の著しい困窮年収未満の世帯数 2,579 世帯に対し、低家賃の住宅のストック量は 2,778 戸であり、需要に対して供給量が上回る見込みです。しかし、このストック量には、民間賃貸住宅 182 戸が含まれているものの、供給が確約されたものではないことや、その時点での民間住宅の空き室状況等が不確かであることから、当面は 1,586 戸を維持していくものとしています。

著しい困窮年収水準未満の世帯数と低家賃の住宅の供給見込み

時期			推計値				
			2025	2030	2035	2040	2045
			R7	R12	R17	R22	R27
1.総世帯数			43,005	43,435	42,736	41,521	40,374
2.要支援世帯数（ストック推計結果）							
(1)公営住宅の入居資格世帯数			4,868	4,844	4,710	4,532	4,373
(2)著しい困窮年収未満の世帯数			3,013	2,949	2,832	2,696	2,579
（上記対総世帯数割合）			7.0%	6.8%	6.6%	6.5%	6.4%
(3)特定のニーズを有する要支援世帯数			490	462	429	395	368
3.ストック量	公営住宅等	市営住宅等 ^{*2}	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586
		上記対総世帯数	3.7%	3.7%	3.7%	3.8%	3.9%
		県営住宅 ^{*3}	1,070	1,010	1,010	1,010	1,010
		小計	2,656	2,596	2,596	2,596	2,596
		低家賃かつ一定の質が確保されたUR・公社住宅等 ^{*4}	0	0	0	0	0
		低家賃かつ一定の質が確保された民間賃貸住宅等 ^{*5}	142	155	165	174	182
	合計		2,798	2,751	2,761	2,770	2,778
	需給差		-215	-198	-71	74	199

*1： 1 及び 2 はストック推計プログラムによる推計値

*2： 低廉な家賃ではない大原住宅（30 戸）を除く

*3： ひょうご県住宅整備・管理計画に基づき、一定数が廃止されると仮定

*4： 低家賃でない住宅（2DK：59,800 円以上）のみが供給されている

*5： H20～R5 年住宅・土地統計調査による推計値

民営借家(専用住宅)の延べ面積別、住宅の 1 ヶ月当たり家賃について、家賃 3 万円未満（0 円含まない）かつ面積 30～100 m²未満の住宅数に、当該年度の芦屋市の民営借家の耐震化率を乗じた推計値

3. 長寿命化に関する基本方針

(1) ストックの状況把握・修繕の実施・データ管理

外壁などの建物の状況や設備の状況などについて、日々の点検や見回りなどにより、不具合等を確認します。不具合等を確認した場合、小規模及び大規模改修を待たず早期に改善等を行います。

小規模及び大規模改修を実施した工事内容については、履歴、データ(図面等)を保存します。

(2) 長寿命化及びライフサイクルコスト(LCC)縮減

公営住宅法施行令第13条による耐火建築物の耐用年限70年まで残り30年に満たない市営住宅等ストックは無い状況です。

よって、当面、建替を前提とせず、既存のストックを有効活用していくこととします。なお、維持管理等については、民間事業者のノウハウを活用し、管理水準の向上やコストの削減を図ります。

4. 計画の対象と事業手法の選定

(1) 対象

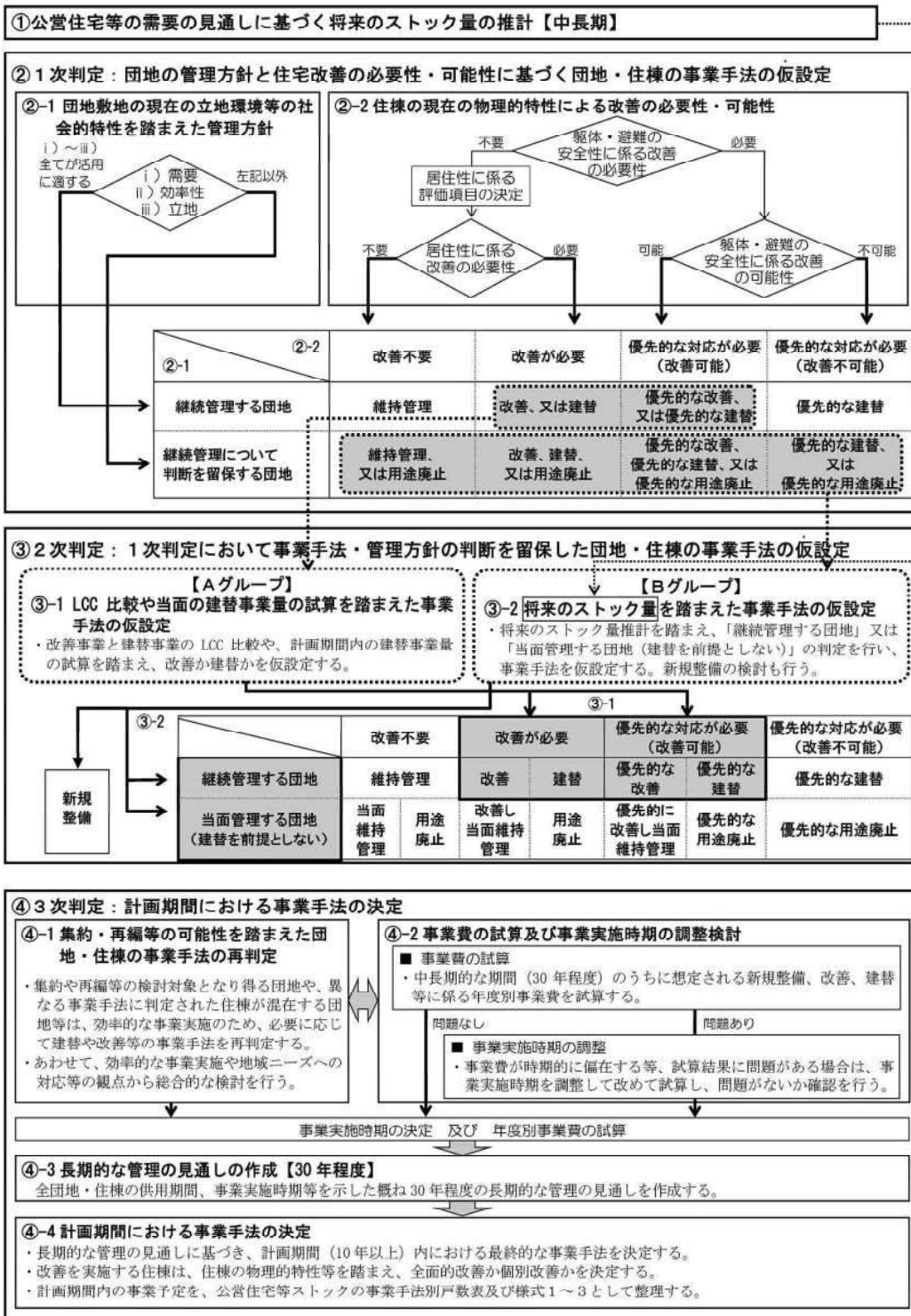
事業手法の選定は、市営住宅等18団地1,586戸を対象とします。大原町住宅（従前居住者住宅）30戸は、区分所有建物の一部であり、低廉な家賃の住宅ではないことから、事業手法の選定の対象外とします。

(2) 事業手法

市営住宅等の事業手法の選定は、公営住宅等長寿命化計画策定指針（改定）（国土交通省平成28年（2016年）8月）に示された「事業手法の選定フロー」に沿って行った結果、全ての住棟を建替えを前提としない維持管理することとします。

なお、今後の市営住宅等の供給戸数は、官民の住宅ストック全体の需要の中で、適切な戸数を判断していく必要があるため、次回の計画見直しの際には、当該策定方針及び選定フローに基づき、再度事業手法の判定を行うとともに、住宅政策の総合的な見地に立って、必要に応じた対策を検討することとします。

事業手法の選定フロー



5. 点検・計画修繕の実施方針

(1) 点検の実施方針

建築基準法に基づく定期点検は、適正に実施します。また、委託事業者による目視の点検は、月に一度程度実施します。

(2) 計画修繕の実施方針

① 計画修繕項目

修繕項目と修繕周期については、公営住宅等長寿命化計画策定指針(平成 28 年(2016 年)8 月改定)を参考に、「修繕計画・修繕周期計画」のとおり定めます。

大規模改修工事を建物の劣化状況を勘案して 20～30 年ごとに行います。制御電子機器・共用部の塗装など、使用状況や耐用年数、メーカーの在庫確保年数によって対応が必要となるものは、小規模改修事業として、劣化が認められ、更新が必要なものを大規模改修よりも短いサイクルで補修・取替等を行います。

本計画後期期間における大規模改修工事等については、ポンプ改修を除き、すべて長寿命化型の改善事業として実施します。

主な修繕計画・修繕周期計画

項目	修繕周期	備考
屋上防水	20～30 年	保護防水、露出防水、保護塗装等
外壁改修	20～30 年	コンクリート補修、外壁塗装、軒天塗装、 タイル張り補修、シーリング
給水ポンプ	20～30 年	取替
昇降機設備	30 年	取替、安全改修は随時実施

② 空き住戸改修

住戸専用部分の「住設機器：浴室ユニット・キッチン、トイレ等」、「設備機器：分電盤・給湯・暖房器、バランス釜」については、原則空き住戸になった時点で改修し、概ね住設機器は 25～35 年ごと、設備機器は 10～20 年ごとに取替えます。

6. 改善事業の実施方針

(1) 安全性の確保(二方向避難、耐震性の確保)について

共用の廊下・階段以外に、各住戸バルコニーからの避難経路が確保されており、二方向避難に対応しています。新耐震基準であり、安全性は確保されています。

今後は、二方向避難の避難経路について、躯体の定期的な小規模及び大規模改修工事で維持管理及び耐久性の向上を図ります。

(2) 維持管理のための改善の方針

長期的に良好なストックを維持するため、以下の項目について改善・改良等の検討を進めます。

項目	方針
バリアフリー化	現在、敷地外から住戸まで1以上のルートでバリアフリーでない住宅やエレベーターが設置されていない住棟については、設置費用や共益費負担の増などを考慮しつつ、引き続き改善・改良方法等について検討します。
高齢者・障がいのある人等への対応	既存住棟の改修を行う際は、高齢者・障がいのある人への対応について、可能な範囲での改善を検討します。 既存住棟で、エレベーターの設置が困難な住棟は、高齢者・障がいのある人の低層階への移転や1階住戸のバリアフリー化等の対応を検討するとともに、若者・子育て世帯の入居に向けた取組を検討します。
エレベーター	修繕周期に合わせてエレベーターの更新を行います。
住戸内水回り	水回り（浴室、トイレ、キッチン）の設備は、20年を超えると劣化が目立ち、機能的にも支障が出てきます。しかし、一度にすべての住戸を改修することは、入居者の負担も多大なものとなります。原則水回りの設備機器については、空き家になった時点での改修とし、概ね築後（または設備機器更新後）25年以上の住戸を対象として検討します。
給水設備等	受水槽や給水ポンプ等の定期的なメンテナンスや更新費が必要な設備については、水道直圧方式への切替え(対象は5階建て以下の建物について計20戸程度まで)を検討する等、ランニングコストの削減を図ります。

第9章 計画の実現に向けて

1. 成果指標

本計画の進捗状況を把握するための成果指標として、以下の項目を設定します。

基本目標	成果指標名称		現状値 (R5)	目標値 (R17)	備考・根拠等
芦屋らしく ゆとりのある 上質な住まいづくり	1	若年世帯の転入人口	2,532 人/年	2,700 人/年	住民基本台帳 人口移動報告 (0～39 歳)
	2	マンション管理計画 認定件数	4 件/年	15 件/年	
	3	特定空家の件数	0 件	0 件	
快適かつ豊かで 魅力的な 住環境づくり	4	住んでいる地域が 住みよいと思う割合	91.5%	93%	芦屋市すまいの アンケート調査
	5	景観地区認定申請数	328 件/年	350 件/年	
こどもから 高齢者まで 安全で安心な 暮らしづくり	6	若者や子育て世帯が 安心して暮らせる住 まいづくりの促進の 満足割合	73.1%	75%	芦屋市すまいの アンケート調査
	7	分譲共同住宅共用部 分のバリアフリー改 修助成事業実施件数	24 件	48 件	
	8	住宅の耐震化率	96.7%	98%	住宅・土地統計 調査等による 推計値
	9	高齢者等の要配慮者 の居住安定確保の満 足割合	58.0%	60%	芦屋市すまいの アンケート調査
総合的な評価	10	市民が住み続けたい と思う割合	86.6%	維持	芦屋市のまちづ くについての市 民意識調査

2. 役割

本計画に記載されている内容を実現していくためには、行政のみならず、市民、関係団体及び事業者が相互に連携・協力を行い、本計画の推進に取り組んでいく必要があります。このため、次のとおり市民、事業者等の役割を定めます。

(1) 市民の役割

市民には、住宅の適切な維持・管理に取り組み、良質な住宅ストックを将来に継承していくことが求められています。

また、市民一人ひとりは、地域コミュニティを支える主体として、地域のまちづくり活動やマンションの管理組合などを通じた居住環境の向上に積極的・継続的に参加していくことが望まれます。

(2) 自治会や管理組合、NPO等の役割

自治会、管理組合、NPO・ボランティア団体などは、それぞれの特性に応じたまちづくりの主体としての役割が期待されており、様々な主体が連携しながら地域課題や地域ニーズに対応し、活躍していくことが求められています。

住宅の質の向上、安心・安全な暮らしを支えるサービスの実施、防犯・防災を含めた活動等を主体的に行い、市が実施する施策がさらに効果的なものとなるよう取り組むことが望まれます。

(3) 事業者の役割

住宅関連の民間事業者は、安全で快適な住宅の設計・施工・販売・賃貸、適切な維持・管理サービスの提供など、住宅市場において重要な役割が求められています。

また、本市がみどり豊かな美しい住宅都市として、発展してきた歴史を十分に理解し、今後も良質な住宅を供給するとともに、従来のスクラップ＆ビルドから、今あるものを長く大切に使い続ける視点に立ち、リフォームやリノベーションなどを積極的に提案していくことが望まれます。

加えて、共同住宅（持ち家）の割合が 39.5%で全国的にも高い水準である本市は、将来的に高経年マンションに係る様々な課題が想定されることから、マンション管理条例の趣旨に則って、管理組合等が適正管理を継続するために、連携・協力ができるような良好な関係を築くことが望まれます。

このような役割を十分に認識し、市民に対して、適正かつ適切な情報の提供を行い、「住宅都市の魅力を高め、良質な住宅ストックを次世代に継承する」という本計画の基本理念を理解していただく必要があります。

(4) 行政の役割

本計画の基本理念「住宅都市の魅力を高め、良質な住宅ストックを次世代に継承する」に沿った計画の目標の実現に向けて、市民や関係団体、事業者等に対し、本計画を周知します。

本計画は、「住宅マスタープラン」、「マンション管理適正化推進計画」、「空家等対策計画」、「市営住宅等ストック総合活用計画」を統合した住宅政策に係る総合的な内容であり、広い分野にわたっていることから、庁内の連携を密にし、施策の展開に取り組みます。また、施策の推進に当たっては、国、県などの関係機関とも連携し、横断的かつ総合的な取組を推進します。

3. 計画の推進

(1) P D C Aサイクルによる効果的な施策の推進

【計画（P L A N）】された3つの基本目標に基づく施策を【実施（D O）】していく中で、その取組の進行状況を把握した上で【評価（C H E C K）】し、必要に応じて【改善（A C T）】を行いながら、P D C Aサイクルによる効果的な施策の推進を図ります。

(2) 必要に応じた見直しの実施

社会情勢が大きく変化し、それに伴う新たな法制度の整備や、新たな技術の開発・導入等が進むことも予想されることから、適切な時期に検証を行い、その結果を反映させるなど、必要に応じた計画の見直しを進めていきます。

[illegible]

■ 芦屋市住生活基本計画（概要版）

第1章 計画の概要 第2章 住まい・住環境の現況と課題 第3章 基本理念と目標 第4章 施策展開 第5章 重点施策

目的

・「世界で一番住み続けたいまち、芦屋」を強固に実現するための礎とすべく、本市の特性に応じた総合的かつ計画的な住宅施策を推進するため、基本的な方向性を定める目的で本計画を策定

計画期間

令和7年度～令和17年度

位置づけ

上位計画
・住生活基本計画
[全国計画]
・兵庫県住生活基本計画
・第5次芦屋市総合計画
など

芦屋市住生活基本計画
・マンション管理適正化推進計画
・空家等対策計画
・市営住宅等ストック総合活用計画

関連計画
・芦屋市人口ビジョン
・芦屋市都市計画マスタープラン
・芦屋市耐震改修促進計画
・芦屋市地域福祉計画
・その他関連計画

住まい

品質
・長期優良住宅の認定件数・割合が高く、誘導居住面積水準以上の世帯割合が高い
住まい方
・共同住宅（持ち家）の割合は39.5%となっており、全国や阪神間と比較して非常に高い割合
空き家
・一戸建て空き家は増加傾向にあるものの課題のある空き家はわずかしかない
・賃貸マンションの空き家も増加傾向にある

住環境

魅力
・住みよい住環境
・豊かな自然環境
・まちなみ等の景観の美しさ
・通勤・通学の利便性
・治安の良さ、犯罪の少なさ
・地域イメージの良さ
課題と対策
・高経年マンションやニュータウン等の居住者の高齢化
・物価の高さ
・若者や子育て世帯向けに必要な住宅施策
・家賃補助
・住宅取得費の補助 など

暮らし

自然災害への備え
・激甚化・頻発化による自然災害リスクの拡大（洪水、津波、高潮、土砂災害の危険性）
・耐震化率は向上しているが、マンションの耐震診断や改修工事の補助実績からは楽観視できない
セーフティネット
・市営住宅等は、阪神・淡路大震災を機に急増しており、その適切な管理が必要
・著しい困窮年収未満の世帯には、低廉な家賃の民間賃貸住宅と市営住宅等のストックにより対応している

【基本理念】住宅都市の魅力を高め、良質な住宅ストックを次世代へ継承する

基本目標1【住まい】

芦屋らしくゆとりのある 上質な住まいづくり

これまで培ってきた上質な住まいを維持し、引き続き、上質な住まいとして活用していくことを目指します

継続 ① 上質な住宅供給と環境にやさしい住まいづくりの推進
継続 ② 上質な住宅ストックの有効活用に向けた環境整備
拡充 ③ 多様な選択が可能な住まいづくり推進
継続 ④ 総合的な住宅相談窓口の利活用の促進
拡充 ⑤ 空家等の適切な維持管理の支援及び中古住宅の流通促進
新規 ⑥ マンションの管理状況の把握と管理組合の自律的な適正管理への支援

基本目標2【住環境】

快適かつ豊かで魅力的な 住環境づくり

芦屋の歴史・文化的価値やみどり豊かな美しい住環境を保全・育成し、若者・子育て世帯にも魅力的で快適な住環境を目指します

継続 ① みどり豊かな美しい住環境の保全・育成を図るための都市景観の形成
継続 ② 地域主体によるまちづくりのルール策定の取組やルールの運用に関する支援
継続 ③ 歴史・文化的資源等を活用したエリアマネジメントの推進
拡充 ④ 若者・子育て世帯が暮らしやすい住環境の整備
継続 ⑤ 住環境の充実・まちづくりに関するセミナーや教育等の推進
新規 ⑥ ニュータウン再生への課題認識の共有と支援
新規 ⑦ 住まいを長く快適に活用し、都市景観形成に寄与する意識や価値観の醸成
新規 ⑧ 持続可能な未来を見据えた都市づくり

基本目標3【暮らし】

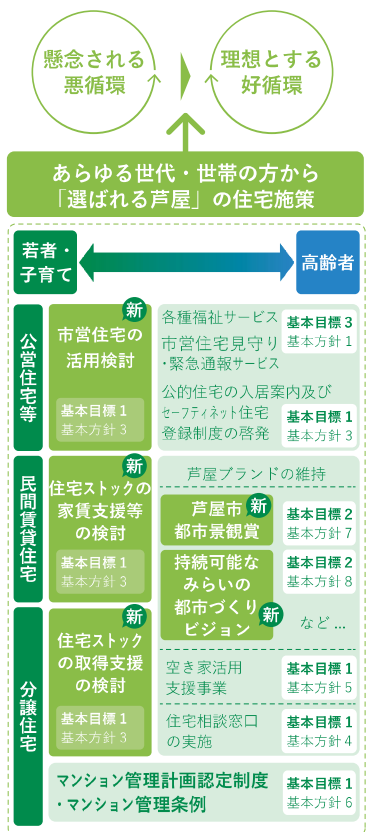
こどもから高齢者まで 安全で安心な暮らしづくり

災害や犯罪に備え、誰もが住み慣れたまちで生活できる、安全で安心な暮らしを目指します

継続 ① 誰もが住み慣れたまちで生活ができる環境の整備
継続 ② 市営住宅等の適切な維持管理と有効活用
継続 ③ 地震や土砂災害、水害などに備えた安全・安心な住まいづくりの推進
継続 ④ 住宅の耐震化等の支援
継続 ⑤ 地域で安心して暮らせる環境の整備
継続 ⑥ 多様な世代が支え合い、安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり

重点施策の推進

・人口減少・少子高齢化の更なる進行により、他市への人口流出が進むなど、悪循環に陥ることが懸念される
▶ 良質な住宅ストックが次世代へと継承される好循環のシステム構築が必要
▶ あらゆる世代・世帯から「選ばれる芦屋」の住宅施策に重点的に取り組むことで、「理想とする好循環」へとつながる



裏面へ

■ 芦屋市住生活基本計画（概要版）

第6章 マンション管理適正化推進計画

目的	・管理組合による自主的な取組を促すことで、分譲マンションの管理適正化を推進すること
位置付け	・マンションの管理の適正化の推進に関する法律、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針に基づき策定
現状と課題	・マンションの老朽化・居住者の高齢化の「2つの老い」が進行 ・今後さらに「2つの老い」が進行すると、大規模修繕や建替えの決議などの合意形成が難しくなることが懸念される

基本方針及び目標		・管理状況の継続的な把握、及び管理組合や区分所有者の自律的な維持管理の促進
取組	管理状況の把握	・「管理状況の届出制度」により、管理者等から5年ごとの報告を義務化
	管理適正化の推進	・管理情報のデータベース化 ・管理計画認定の取得の推進と助言・指導 ・長期修繕計画の見直し等の支援 ・相談・補助等の一元的な対応窓口の設置 ・ニュータウンに集積するマンション再生に向けた意見交換の場の設置
	管理適正化に関する啓発及び知識の普及	・ネットワークを活かした相談対応、情報提供、普及啓発等の実施 ・マンションセミナーの実施 ・マンション管理組合相互の交流会等の支援 ・専門家による出前講座の実施
	管理適正化の指針	・国の基準に「管理状況届出書の提出」を追加
	その他	・管理状況・法改正等を踏まえた施策の検討

第7章 空家等対策計画

目的	・今後の空家等の発生を予防するとともに、今後も適切な維持管理を継続し、ストックの有効活用を促進すること
対象	・空家法に規定する「空家等」が対象 ・空家等発生予防の観点から、居住中の住宅についても対象
現状と課題	・腐朽・破損のあるその他空き家は近隣市に比べても少ない ・修繕や解体などの緊急度が高い空き家はわずかであり、継続して適正な管理が行われるよう情報発信や支援体制の構築が必要

基本的な方針	空家等の管理は所有者の責務	・空家等は、個人の資産であり、所有者等が自らの責任により適切に管理することが原則 ・原則を踏まえ、所有者等への意識啓発や行政として可能な支援等を実施
	空家等の状況に応じた取組の推進	・空家等の「発生予防」「適切な維持管理」「有効活用」「老朽危険空家等への対応」に至るまで、状況に応じて施策を実施
	空家等の発生予防	・住宅ストックの有効活用への取組み ・譲渡所得の特別控除の周知・啓発 ・相続時等の機会にあわせた啓発等の検討
	空家等の適正な管理の支援	・総合的な住宅相談窓口の実施 ・各種団体との連携により適切な管理を促進
	空家等の流通・利活用の促進	・リフォーム・住宅取得等の支援 ・中古住宅の流通促進とインスペクションの周知
取組	老朽危険空家等の管理不全対策	・老朽危険家屋等の発生を予防 ・老朽危険家屋等の発生に備え体制を検討

第8章 市営住宅等ストック総合活用計画

目的	・市営住宅等の効率的かつ円滑な更新と予防保全的管理、長寿命化に資する改善を推進すること
改定の趣旨	・官民の住宅ストック全体の需要を勘案し市営住宅等を供給するため、本計画に統合し住宅政策の総合的な見地に立って検証
現状と目標	・市内には、市営住宅等が計1,616戸ある ・市営住宅等に対する将来的なニーズの推計結果を踏まえ、市営住宅等については、適切な維持管理の継続を目標とする

基本的な方針	状況把握・修繕の実施・データ管理	・日々の点検や見守りなどにより不具合等を確認し、早期に改善等を実施 ・工事内容の履歴、データ等を保存
	長寿命化及びライフサイクルコスト削減	・当面、建替を前提とせず、既存のストックを有効活用していく ・民間事業者のノウハウを活用し、管理水準の向上やコストの削減を図る
実施方針	点検・修繕	・法律に基づく定期点検及び月に1度程度の目視点検を実施 ・大規模改修工事を20～30年ごとに長寿命化型として実施 ・各設備は耐用年数を考慮し小規模改修事業として大規模改修よりも短いサイクルで補修・取替等を実施 ・空き住戸になった時に住戸専用部分の設備機器の取替を実施
	改善事業	・二方向避難の避難経路について、躯体の定期的な小規模及び大規模改修工事で維持管理及び耐久性の向上を図る ・長期的に良好なストックを維持するために、バリアフリー化や若者・子育て世帯の入居に向けた取組などを検討

第9章 計画の実現に向けて

連携・協力	・行政・市民・関係団体及び事業者が相互に連携・協力し、それぞれの役割を果たし、本計画を推進する
施策推進	・成果指標を設定し、3つの基本目標に基づく施策についてPDCAサイクルによる効果的な施策の推進を図る
見直し	・新たな法制度の整備などを考慮し、適切な時期に検証を行い、その結果を反映させるなど、必要に応じて計画を見直す

市民の役割	・住宅を適切に維持・管理し良質な住宅ストックを将来に継承 ・地域のまちづくり活動などを通じた居住環境の向上
自治会等の役割	・まちづくりの主体として地域課題やニーズに対応し活躍 ・住宅の質の向上、暮らしを支えるサービス等を主体的に実施
事業者の役割	・今後も良質な住宅を供給し、長く住宅ストックを使う提案 ・市民に対して適正かつ適切な情報を提供
行政の役割	・計画の目標実現に向けて、本計画を周知 ・庁内の連携を密にし、横断的かつ総合的な取組を推進

基本目標	評価項目	現状値	目標値
目標1 住まい	若年世帯の転入人口	2,532人/年	2,700人/年
	マンション管理計画認定件数	4件/年	15件/年
	特定空家の件数	0件	0件
目標2 住環境	住んでいる地域が住みよいと思う割合	91.5%	93%
	景観地区認定申請数	328件/年	350件/年
目標3 暮らし	若者や子育て世帯が安心して暮らせる住まいづくりの促進の満足割合	73.1%	75%
	分譲マンションバリアフリー改修補助件数	24件	48件
	住宅の耐震化率	96.7%	98%
	高齢者等の要配慮者の居住安定確保の満足割合	58.0%	60%
総合評価	市民が住み続けたいと思う割合	86.6%	維持